

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画		
1	人権の尊重	① 人権に関する啓発活動の推進	1 市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。	人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動。人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施。	社会福祉課	パンフレットや啓発物を配付し、人権啓発に務めている。	引き続き、パンフレット等を活用して啓発活動を推進する。	同左	
		② 人権教育の推進	1	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施。小・中学校や児童館での人権講話の実施、小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話の実施。	社会福祉課	児童館、保育園、幼稚園等における人権啓発活動や人権啓発講話を実施している。	引き続き、幅広い年代層に向け、人権問題に関する啓発広報活動に取り組む。	同左
			2		人権週間に合わせた市内啓発広報活動、覚小・中学校での人権講話の実施。市職員対象の人権研修の実施。	社会福祉課	人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施している。	引き続き、人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施する。	同左
			3	12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。	高齢者虐待の予防啓発について、広報紙、ホームページに年1回掲載。地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施、民生委員との定例会による連携強化。	高齢福祉課	高齢者の虐待を予防するため、年1回高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催している。また、高齢者虐待防止、虐待の早期発見のため、地域包括支援センター、警察署、保健所、民生委員等と連携強化を図り、情報提供を呼びかけている。	高齢者の人権を守る観点から、高齢者虐待の予防啓発を行い、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見ができるよう今後も関係機関との連携強化を図る。	高齢者虐待の予防啓発を広報誌、ホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。
			4		児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施。	学校教育課	児童・生徒に対して校長講話を実施。人権に対する啓発活動を行っている。	継続して校長講話を実施し、啓発活動に取り組む。	人権週間における校長講話により、人権に係る啓発活動を行う。
③ 人権相談窓口の充実	1	奇数月(第2水曜日)に人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。	市内4地区での人権よろず相談の実施。人権擁護委員の日(6月1日)に合わせた市内2地区で啓発活動の実施。	社会福祉課	奇数月に1回、市役所にて人権擁護委員による人権よろず相談を実施している。実施していない日は名古屋法務局の電話相談等にて対応を行う。	引き続き、人権擁護委員による人権よろず相談や名古屋法務局の電話相談等にて、人権に関する相談の対応に応じる。	同左		
2	男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	① 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	生涯学習課	広報及びホームページで講演会の開催案内を行っている。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。	同左	同左	
		② 男女共同参画に関する講演会等の開催	1	男女共同参画社会の実現をテーマに、講演会等を開催し、市民の理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図ります。講演会等の企画、運営については、えみの会や女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により、企画運営を行います。	生涯学習課	今年度においても年1回の講演会を開催し、市民の男女共同参画の啓発を実施していく。	同左	同左	
		③ 広報物のガイドラインの活用	1	市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。	人事秘書課	広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知及び活用を図る。	広報紙や刊行物について、ガイドラインが生かされているかのチェック体制がない。	広報紙や刊行物について、ガイドラインが生かされているかのチェック体制を構築する。	広報連絡員会議で「男女共同参画のしてんからの表現ガイドライン」を説明し、記事の作成にあたっては、広報紙に限らず留意するよう周知する。
2		各課にガイドラインの活用を促すよう、広報担当部署と連携し、各課への周知を図る。	生涯学習課	平成28年10月に清須市男女共同参画表現ガイドライン「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン ～一緒に考えよう！その表現！～」を作成。	今後、検討課題等が出た場合は、懇話会の中で見直し・修正等を行っていく。	引き続きガイドラインの活用を図る。			
3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校等における男女平等を推進する教育の充実	1	学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。また、男女平等意識の醸成を進めるため、男女混合名簿への移行について検討していきます。	学校教育課	各教科及び学級活動の時間に、人権に関する授業を行っている。また、人権に関するポスター等の啓発活動及び呼びかけなどを行っている。教職員等に対しては市校長会、市教頭会等の会議で啓発している。令和4年度から小中学校の名簿を混合名簿に変更した。	引き続き、人権尊重や男女平等意識について授業で取り組み、教職員等に対して意識啓発に取り組む。	男女の相互理解を深めること、お互いの人権を尊重することの大切さについて、意識できるよう取り組みを進める。教職員においても人権意識の向上や相互理解の大切さを意識できるよう啓発活動に努める。	
		② 男女共同参画に関する学習機会の充実	1	市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。	生涯学習課	講演会の開催及び啓発・周知を行っている。	同左	多くの市民へ講演会への参加を促すため、広報、ホームページで周知。また、各種団体への周知を行う。	

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
1 市における ポジティブ アクションの推 進	① 附属機関、委員 会等への女性委 員登用の推進	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	1 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	人事秘書課	表彰者審査委員会の女性委員登用率は50%以上であり目標を達成している。特別職報酬等審議会は報酬等に関する条例を議会に提出しようとするときのみ組織するものであり、ここ数年は組織していない。	表彰者審査委員会の女性登用率は現状を維持し、特別職報酬等審議会は組織する際には30%以上の登用を図る。	女性委員のいない審議会等を解消するように努める。
			2 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	企画政策課	委員は役職による登用が多いため、関係機関における人事異動等の影響が大きい。	第2次男女共同参画プランに定める40%以上を達成できるよう登用を図る。また、令和7年度からを計画期間とする清須市第3次総合計画についても、同程度の目標値を設定することで、計画間の整合を図る。	清須市第2次総合計画(後期計画)で定める33.9%を達成できるよう目標値を設定し、登用を図る。
			3 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	総務課	総務課の行政係が所管する行政委員会及び審議会の女性委員の登用は30%以上と進んでいるが、交通防犯係が所管する交通安全関係の審議会への女性委員の登用は進んでいない。交通安全関係の審議会委員は各関係機関の特定の職の方を充て職として登用しているため、男性が多い傾向にある。	特に交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。	特に交通安全関係の審議会の委員に関係機関等に女性団体の特定の職の方を充て職として登用する検討をしていく。
			4 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	危機管理課課	関係機関において、代表者尾そのまま委員として登用するため、積極的な女性登用を進めることが難しい。ただ、各委員に女性の重要性について周知をしている。	関係機関において、代表者尾そのまま委員として登用するため、積極的な女性登用を進めることが難しい。ただ、各委員に女性の重要性について周知をしている。	委員として参加してもらえる女性団体があるか確認し、防災委員の枠を拡大する事を検討する。
			5 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	税務課	該当無し (※税務課では所管となる附属機関、委員会を持たないため)	該当無し	該当無し
			6 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	財産管理課	清須市公共施設個別施設計画(仮称)策定委員会への女性委員(1名)の登用。(平成30年8月7日選任)	今後、委員会の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。	委員会等の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。
			7 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	市民課	記載なし	記載なし	記載なし
			8 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	生活環境課	委員会構成団体の委員に女性が多いため、今後も積極的に女性の委員の登用を行う。	女性の登用率の継続	・委員会構成団体への女性役員登用の働きかけを行う。 ・委員募集の広報等での啓発に努める
			9 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	保険年金課	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていく。国民健康保険運営協議会9名の委員のうち2名の女性委員の登用をしている。	現在の国民健康保険運営協議会委員は令和7年10月31日で任期が終了する。これまでの取り組みを継続・維持できるよう改選を行う。	委嘱期間満了まで継続する。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
1 市におけるポジティブアクションの推進	① 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進	10 市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。	付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	産業課	産業課管轄の委員会では、少しずつ女性委員が増えつつあるが、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高い。	全ての委員で女性の割合を2～3割へ引き上げる。	引き続き女性委員の登用に向けて周知する。
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	高齢福祉課	高齢福祉課の附属機関、委員会での女性委員の登用は、全体の委員数に対して女性の割合は過半数以下となっている。	今後の委員の選任においては、女性が参画できるよう積極的に働きかける。	今後の委員の選任においては、女性が参画できるよう積極的に働きかける。
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	健康推進課	健康づくり推進協議会委員について15人中6人が女性委員となっている。	令和6年度と令和8年度で委員の改選を行う。引き続き、女性の委員の登用に努める。	令和6年度と令和8年度で委員の改選を行う。引き続き、女性の委員の登用に努める。
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	社会福祉課	障害支援区分認定審査会に女性委員が不在	女性委員の登用	女性委員の登用
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	子育て支援課	委員は実施要綱に定められた役職に依頼しているため、目標設定値として設定することに意義があるか検討が必要。	現状を継続していく。	清須市子ども・子育て審議会に女性委員の登用を進める。清須市要保護児童対策地域協議会への女性委員の登用を進める。児童館や子育て支援センター利用者など、子育て世帯の女性を積極的に登用するよう努めている。
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	都市計画課	現在登用されている女性委員数を確保	現在登用されている女性委員数を確保(都市計画審議会は議員2名が委嘱されており毎年委員が代わるので女性委員数に変化がある)	令和5年度は委嘱が終了しているため、このまま任期まで女性委員数を確保していく
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	学校教育課	現在の教育委員会委員は、5名中2名が女性。その他の学校教育関係の委員会も、適任者へ委嘱している。学校教育関係審議会等には、すべて女性委員がいる。	今後も、適任者へ委嘱していく。	委員の改選時において、適任者へ委嘱するとともに女性委員の登用により、幅広い意見を反映していく。学校教育関係審議会等へは、偏りのないよう、適任者へ委嘱していく。
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	スポーツ課	スポーツ推進委員では40%を超えている一方で、学校施設開放運営委員会は20%にとどまっている。	各委員会委員選出の際に、女性登用の話題を出し、積極的な女性登用を行っていく。	現在の女性登用率を維持していく。
			付属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ。委員募集の際の広報・周知の推進。登用状況の定期的な調査及び公表。	給食センター	清須市学校給食センター運営委員会は、運営に関する重要事項を審議するため、年1回以上開催しており、昨年度の委員女性登用率は47.6%であった。なお、本委員会委員は、委嘱期間が1年であるため、毎年交代することになる。	学校給食センター運営委員会委員の構成について、女性登用率50%以上を継続していく。	学校給食センター運営委員会における保護者代表委員の選任について、女性を推薦していただくよう学校、幼稚園及び保育園に促し、女性登用率50%以上とする。
			② 女性の管理職への登用	1 個人の適性や能力を踏まえ、女性職員の管理職員への登用を促進します。	男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底。	人事秘書課	管理職への登用は、男女の区別はせず個人の適性や能力により行っている。達成率や目標値設定などについては、国の動向や他団体の状況に注視する必要がある。
2 女性のエンパワーメントへの支援	① 人材の育成と確保	1 女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。	小・中学校におけるPTAやコミュニティスクールのメンバーについて、男女を問わず適任者へ委嘱すると共に、研修や講座等への積極的な参加を支援する。	学校教育課	小中学校におけるPTAやコミュニティスクールのメンバーについて、人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう情報収集や調査研究に努めている。	研修や講座等への積極的な参加を支援する。キャリア教育の充実を図るため、情報収集や調査研究に努める。	人権尊重や男女同権を意識したキャリア教育が実施できるよう情報収集や調査研究に努める。
			県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。	生涯学習課	清須市男女共同参画えみの会や女性の会等を中心にリーダーの参加を呼びかける。	今後も継続して、県などが行う研修会や講座へ参加を呼びかける。	県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画	
1 家庭や地域における男女共同参画の促進	① 家庭生活における男女共同参画の促進	1 家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。	父親の参加しやすい土曜日に、児童館及び子育て支援センターにおいて講演会等を開催し、父親への育児参加の啓発を図る。	子育て支援課	今後も継続して事業を展開し、父親の育児参加を啓発していく。	継続して、啓発活動を行っていく。	親子通園施設たんぼぼ園において、父親参加療育を行う。	
			2 体験・参加型のパパママ教室の開催。男性の育児参加への啓発に向けた情報提供。	健康推進課	教室参加者の8割が夫婦での参加であり、引き続き男性の家庭生活における役割の重要性を啓発できるよう内容を検討していく。	体験・参加型のパパママ教室を開催し、夫婦で共に協力し家庭生活をおくれるよう、男性の育児参加の重要性の啓発を行う。	体験・参加型のパパママ教室を開催し、夫婦で共に協力し家庭生活をおくれるよう、男性の育児参加の重要性の啓発を行う。	
			3 来年度の講演会に向け、男性が聴いて役立つような内容を検討。	生涯学習課	男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っている。	今後も男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っていく。	男性が聴いて役立つような内容を検討する。	
		4 男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進するとともに、男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。	公共施設の新築・改修時における、男性の育児・介護への参画の視点を盛り込んだ計画の検討。	財産管理課	ベビーベッド 北館3箇所 授乳室 北館1箇所 キッズスペース 北館2箇所 多目的トイレ 北館3箇所 南館1箇所	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組むとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組むとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。	
			5 男性が興味を持ち参加しやすい講座を開設。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施。	生涯学習課	現在、男性に特化した家事講座は行われていないが、男性も家事へ参加する機会を促す講座を開催した。	男性が興味を持つような家事講座を検討し、計画・実施していく。	男性が興味を持ち参加しやすい講座を計画する。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施する。	
	② 地域活動等への参画の促進	1 男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援。	高齢福祉課	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動を支援していく。また、男性が参画しやすい地域づくりの啓発を勧めていく。	社会福祉協議会の地区サロンの活動支援	社会福祉協議会が実施している地区サロンの活動の広報、ホームページ等によるPRを行う。	
			2 家庭や地域社会に係る講座を実施。	生涯学習課	家庭や地域においても、活用できるような生涯学習講座を開催している。	今後も、家庭や地域社会などへの参加しやすいような生涯学習講座を検討し、実施していく。	家庭や地域社会に係る講座を実施する。	
		3 町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域における様々な地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。	老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発。	高齢福祉課	老人クラブなどの地域活動において、男性の参画の機会の提供、参加を促す。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に、啓発を行う。	
			4 講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。	生涯学習課	男女共同参画講演会の開催等を周知し、市民への男女平等の理解を深めている。	今後も、男女共同参画講演会等を通じて周知し、市民への男女平等の理解を深めていく。	講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。	
	2 防災分野における男女共同参画の促進	① 防災分野への女性の視点の盛り込み	1 自主防災組織などの地域における防災の取り組みに対し、男女共同参画の視点を盛り入れることができるよう支援するとともに、子どもや若者、高齢者、障害のある人、LGBTQなど、多様な人々への配慮にもつながるよう取り組みます。また、避難所などの場所において、多様なニーズに応じた安全が確保されるよう配慮し、個人の人権を尊重したうえで、男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品などを整備します	自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討。防災会議委員等への女性の積極的な活用。避難所における男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品の整備や、プライバシーの尊重・着替え・授乳用の間仕切りの設置の検討。	危機管理課	自主防災訓練の場で、職員派遣の依頼がされた自治会において、避難所運営委員に女性の参加の大切さを周知できている。また、男女共同参画の視点から、必要とされる備品の整備を検討する。	自主防災組織規約の中で、積極的に女性を登用できるような項目等を増やすことを検討し、地域に啓発する。また、自主防災訓練での職員派遣等を通じて、避難所運営における女性の視点の大切さを周知していく。	男女共同参画の視点で必要となっている生理用品や、間仕切り等の備品の整備を検討し、購入を進めていく。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	① 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方に関して関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができています。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。
		2 就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方に関して関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。		産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができています。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。
	② 仕事と家庭・地域生活との両立の支援	1 保育サービスをはじめとする子育て支援サービスや介護サービス等の充実を行います。	1 子育て支援センターの充実。保護者のパートや病入入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実。低所得者に配慮した保育料の設定。	子育て支援課	保育サービスについて、市民及び保護者の方々へわかりやすく周知する。	保育サービスについて、市民及び保護者の方々へわかりやすく周知する。	子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進や低所得者に配慮した保育料設定など多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービスの全体の活性化と子育て支援策を充実する。
			2 広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、介護保険サービス(デイサービスなショートステイ)の必要に応じた利用の働きかけ。	高齢福祉課	介護支援専門員により、必要に応じた介護保険サービス、福祉サービス等の利用の働きかけを行っている。	今後も介護支援専門員、地域包括支援センターにより、必要に応じた介護保険サービス、福祉サービス等の利用の働きかけを行う。	介護支援専門員、民生委員、市民等へ介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図る。
		3 育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行います。	3 商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、利用の働きかけ。	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発を行うことができています。	現在、市のホームページやキヨスマに掲載しており、今後も継続していく。
			4 市のホームページや子育てアプリ「キヨスマ」を活用した啓発の促進。	子育て支援課	継続して広報及びホームページ等により啓発活動を行っていく。	継続して広報及びホームページ等により啓発活動を行っていく。	周知のため、広報、ホームページ等に啓発を務める。
		5 ファミリー・フレンドリー企業への登録を促進します。	5 商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、ファミリー・フレンド企業登録への呼びかけ	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけを行うことができています。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、呼びかけに努めていく。
			6 「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンド企業登録への呼びかけ。	子育て支援課	継続して広報及びホームページ等により啓発活動を行っていく。	継続して広報及びホームページ等により啓発活動を行っていく。	周知のため、広報、ホームページ等に啓発を務める。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
2	雇用の分野における男女平等の推進	① 男女の均等な雇用機会の確保と推進	1 国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行うことができています。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施している。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施していく。
		② 農業・自営業者における労働環境の改善	1 農業や自営業に従事する家族従業者(主に妻)の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行うことができています。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。
			2 協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行うことができています。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。
		3	① 職業能力の向上や再就職への支援	1 関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。	産業課	産業課管轄の委員会では、いまだに男性の占める割合が圧倒的に高く、男女平等参画の理念に合致できていない。今後も各委員会開催時に啓発する時間を設ける必要がある。	各種情報提供を行うことができています。
2	あらゆる機会での各種情報提供の推進。県で行う研修等への参加促進。			生涯学習課	各種情報提供に努めている。	引き続き各種情報提供に努めていく。	同左

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
1 安心して生活できる福祉サービスの充実	① 高齢者の自立の支援	1 介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、また、総合事業の実施により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	介護保険サービスの利用支援。配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供による自立生活の支援。単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施。介護している家族への支援。介護予防事業の実施。民生委員と連携した福祉サービス事業の利用勧奨。	高齢福祉課	介護保険サービス、福祉サービス等の提供により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援している。	介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援を継続する。	地域包括支援センター、介護事業所を通じ、介護保険サービス、福祉サービス等の周知を図る。
	② 障がい者の自立の支援	1 障がい者の社会参加を進め、自立した生活を送れるよう障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。	アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供。	社会福祉課	困り事があって社会参加できていない障がい者の存在。障がいの程度に応じた適切なサービスを実施する必要がある。	ニーズの把握に努め、事業所等と連携し、適切なサービス提供にも努める。	障害者福祉計画に関連して実施するアンケート結果を検証し、適切なサービス提供を図る。
	③ ひとり親家庭への支援の充実	1 ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活を送れるよう福祉サービスの充実を図ります。	18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当の支給。ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援。自立支援員による就労相談等の支援の充実。	子育て支援課	18歳未満の児童を持つひとり親の家庭へ児童扶養手当、愛知県遺児手当、清須市遺児手当を支給している。(所得制限有) 疾病などで日常生活に支障が生じている場合に、市から委託している事業所の家庭生活支援員を派遣し、食事の世話や住居の掃除など必要な家事を行い、ひとり親家庭への生活の安定を図っている。	市遺児手当の受給者は微増減を繰り返し横ばい状態である。ひとり親への各種手当支給を適切に実施していく。就労支援として、自立支援プログラム策定や、ハローワーク、ママ・ジョブ・あいち、母子家庭等就業支援センターとの連携により就労・自立に向けてきめ細かい支援を充実していく。	インターネットやハローワークでの就労相談が増え、市役所の窓口・電話相談は減っているが、相談があった場合は、各機関と連携し、きめ細かく丁寧に支援をしていく。
	④ 外国人女性への支援	1 在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。	子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対し市の子育て情報等を配信。	子育て支援課 生涯学習課	継続して配信を行っていく。	継続して配信を行っていく。	子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対し市の子育て情報等を配信。
2 生涯を通じた健康づくりへの支援	① 男女の健康づくりへの支援	1 女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発する。	市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導即時実施。「広報清須」や市のホームページにおける健康に関する相談機関(来所・電話・メール)の周知。	健康推進課	市民女性がん検診を計10日間実施し、約2000人の市民が受診している。この場で、乳がんのセルフチェックや骨粗しょう症予防の指導を実施している。	がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるために、クーポン券や検診手帳の配布、要精密検査者に個別に受診勧奨を実施。また乳幼児健診で母親向けにがん検診のリーフレットを配布し若い世代の受診率向上を目指す。	出前講座等での啓発の継続、節目年齢の女性の方へ無料クーポン券を配布、広報やホームページで女性の検診に関する周知。女性がん検診受診率の向上。
		2 現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。	自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施。「広報清須」や市のホームページにおける健康に関する相談機関(来所・電話・メール)の周知。		健康に関するアンケート調査では、睡眠で疲れがとれていない方が若い世代に多く、メンタルヘルスと睡眠・休養についての啓発が課題。こころの不調が引き起こす自殺の予防に向け、ゲートキーパーの普及や、心の相談窓口の啓発を積極的に行う必要がある。	心の健康相談、ゲートキーパー養成講座を継続して実施する他、広報や全戸配布チラシ等でこころの不調や相談窓口について啓発する。また『こころの体温計』事業により、ストレスの気づきや早めの心のケアができるようにする。	ゲートキーパー養成講座の実施、『こころの体温計』チラシの作成と配付、心の相談窓口の啓発。自殺対策計画の推進。
		3 身体的・精神的・社会的な多様性に配慮し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。	健康づくりリーダーや食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業実施。		健康日本21清須計画(第2次)に基づき、市民が健康づくりに取り組めるよう支援している。健康づくり推進協議会などでその推進を図る。	引き続き、関係機関と協議し、進捗状況を確認しながら計画の推進を図る。	健康日本21清須計画(第2次)の推進

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画	
2	① 男女の健康づくりへの支援	4	地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。	地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。	健康推進課	健康づくりリーダーが指導者となって実施している健康づくり自主グループ活動が地域で開催されている。指導者・参加者共に男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	健康づくりリーダーは年に2回の研修会、食生活改善推進員は2年に1回の養成講座と月に1回の定例会を実施し、活動の支援を継続する。	健康づくりリーダー、食生活改善推進員との連携の充実。
		1	妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。	母子健康手帳交付時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握。妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進。	健康推進課	母子健康手帳交付時の健康相談、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の受診票の交付等を行い、安心して妊娠・出産できる環境を整えている。若年妊娠や望まない妊娠等を含めハイリスク妊婦については、電話連絡や訪問等を適宜行う。また関係機関と連携しながら妊娠から出産・子育てに至るまで継続した相談・支援が行えるようにしている。	妊娠期からの関わりが、その後の乳幼児期に至るまでの関係づくりに繋がる。当課のみでなく他課と連携し、子育てに関する情報提供を図り、切れ目のない支援を実施していく。またハイリスク妊婦については、行政のみならず他機関とも連携しサポートを行っていく。	妊娠32週、産後2週に助産師または保健師が電話相談を行い、産前産後の支援を行う。適宜訪問や電話連絡を行い、母子の状況を確認するとともに、母親の身体的ケアへの保健指導や心理的ケア、育児指導、相談を行う。
		2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を提供します。	思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ」の理解の促進	健康推進課	3歳児健康診査時にリーフレットを配布している。現在、学校主催で性教育を行っているが、実施している学校に限られており、全体的には実施できていない。	性に関する知識や性感染症の予防、望まない妊娠等を防ぐためにも、思春期保健が重要であり、学校教育課等との連携が必要である。また、ライフスタイルが多様化し、晩婚化、高齢出産等も増加しているが、自分で家族計画を考えることができるよう、情報を提供していくことが必要である。	学校教育課と連携し、要望のあった学校へ思春期教室を実施することで、若年世代への性に関する知識の普及、啓発を行う。
		② 母子の健康づくりへの支援	2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を提供します。	思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ」の理解の促進	学校教育課	学校主催で性教育を行っているが、実施している学校に限られており、全体的には実施できていない。	健康推進課等との連携を図り、思春期保健に関する情報提供の機会を創出する。
	3	妊婦とその配偶者やパートナーに対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。	パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進。	健康推進課	安心して出産を迎えられるよう「栄養・歯・妊婦体験」「育児体験・沐浴体験」「夫婦で子育て」をテーマにパパママ教室を年14回開催している。妊娠中から父親の協力が得られるよう、教室の中で父親に育児体験や妊婦体験を促し、育児参加の重要性を啓発している。	妊娠・出産の知識の普及と、市で行っている施策やサービス等の紹介を行い、支援していく。また、切れ目のない支援の一環としてパパママ教室以外に産後の支援事業を行い、仲間づくりや子育て情報の発信を行っていく。	体験、参加型の内容を継続し、夫やパートナーの参加を促す。市で行う教室の意義を活かし、市の施策やサービス、相談窓口の紹介を行う。また、参加者同士の繋がりが出来るよう、参加者の交流の場を設定する。	
	4	子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート。「広報清須」や子育てアプリ「キヨスマ」、保健事業等を活用した「子育て世代包括支援センター」の周知。	健康推進課	健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通じて、子どもの健康・生活習慣等の知識の普及をし、子育て支援課と共に子育て支援の充実を図っている。核家族化や地域の繋がりの希薄化等により、相談相手がおらず孤立したり、育児未経験者で不安がある親が増えており、より一層の育児支援が必要とされている。	母子保健事業を通して、母子のニーズを把握し、母子の健康についての知識の普及、子育て支援の充実を図る。	子育て世代包括支援センターについて、関係機関と連携し、広報や保健事業等で周知を図ることで相談支援へと繋げる。	

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画		
1 DVの防止に向けた情報提供や啓発	① 暴力根絶のための啓発の充実	1 主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。	DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置。「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発。「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知(児童虐待防止推進月間での11月に実施)	子育て支援課	継続して啓発活動を行っていく。	継続して啓発活動を行っていく。	南館1階、北館1・2階のトイレに、相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置する。		
		2	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課や関係機関との協働による市民への意識啓発。	社会福祉課	障害者虐待に対する意識が希薄。意識啓発が必要。	DVをはじめとした暴力の根絶。	市民への意識啓発を継続。		
		3 児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動。	子育て支援課	継続して啓発活動を行っていく。	継続して啓発活動を行っていく。	広報、ホームページへの掲載とともに、民生・児童委員への周知や、各施設にチラシを設置し周知を図る。		
		4	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実施による、虐待防止の啓発活動。「広報清須」や市のホームページを活用した、虐待防止と情報提供の呼びかけ。	高齢福祉課	高齢者虐待防止については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で虐待防止、早期発見の啓発に努めている。	市民の意識啓発が図れるよう、広報等の媒体を通じて、引き続き周知する。	介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット、電子媒体等で虐待防止、虐待の早期発見の啓発に努める。		
		5	被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。	「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した啓発活動。母子保健推進員研修会における啓発活動。児童虐待については民生児童委員や校長会・教頭会にて啓発。	子育て支援課	継続して啓発活動を行っていく。	継続して啓発活動を行っていく。	広報、ホームページへの掲載とともに、母子保健推進員の研修会にDV・児童虐待の啓発を行う。	
	② 若年層に対する予防啓発	1	若い男女間で起きているデートDVに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。	高等学校及び大学での講座の実施(県実施)。DV相談に関する啓発カードの公共施設への設置。	子育て支援課	高校および大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	高校および大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	高校および大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	
		2		小・中学校での人権教育の促進。	学校教育課	家庭内DVに併せてデートDVの啓発が必要になると考えている。	保健体育や道徳の授業などで実施する方向で、関係機関と検討していく。	啓発の機会を創出できるよう調整を図る。	
	2 相談・連携体制の整備・充実	① 相談体制の整備・強化	1	相談員への研修機会を充実確保し、相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の二次被害を防止します。	青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進。	子育て支援課	相談員のみならず行政職員も積極的に研修に参加させていく。	相談員のみならず行政職員も積極的に研修に参加させていく。DV相談に関する啓発カードを公共施設に設置する。	南館1階、北館1・2階の男女トイレにDVを含めた相談に関する啓発カードを継続して設置する。
			2		青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進。	学校教育課	市採用の学校スクールカウンセラーには、年2回研修実施。家庭教育相談員(スクールソーシャルワーカー)は、子育て支援課と連携を取りながら対応している。	引き続き、研修を実施し資質向上を図るとともに、関係機関との情報共有等の連携に努める。	関係機関等との情報連携に努め、研修を通じて、相談員等の資質向上を図る。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
2 相談・連携体制の整備・充実	② 相談業務の周知・啓発	広報紙や市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。	市のホームページの掲載内容を確認し、最新の情報提供に努める。	人事秘書課	開設状況等が広報紙やホームページに漏れなく掲載されているか。	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。
			「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知。児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課と協働し、市民の意識啓発を図る。	社会福祉課	相談窓口の周知不足。	相談窓口を啓発し、速やかな対応を実施。	市民への意識啓発を継続。
			「広報清須」や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」を通じた、女性相談、家庭児童相談窓口、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月号広報掲載予定)の周知。	子育て支援課	今後とも広報紙や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」に女性相談、家庭児童相談の案内を掲載し利用者に案内を継続していく。	今後とも広報紙や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」に女性相談、家庭児童相談の案内を掲載し利用者に案内を継続していく。	キヨスマについて、利用者増加を図るため、子育て支援課発行の封筒にキヨスマの広告を入れた物を継続して使用する。
			「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知。	高齢福祉課	虐待の相談窓口については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で周知に努めている。	市民の意識啓発が図れるよう、広報等の媒体を通じて、引き続き周知する。	虐待の相談窓口については、介護支援専門員、民生委員、住民に広報、ホームページ、パンフレット等で周知に努めている。
	③ 連携体制の充実	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	人事秘書課	市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。	市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。	市ホームページ「ご意見箱」等に情報提供があった場合は、庁内関係部署、警察等と情報共有を図り、被害者支援に努める。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	企画政策課	・関係機関と連携した専門的な相談への対応 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施 ・市役所内の連携体制、情報共有体制を強化するためのプロジェクトチームの設置	状況に合わせた柔軟な対応並びに行動ができるよう情報共有を行う。	情報共有に努める。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	総務課	西枇杷島警察署とは、防犯事業等を通じて平常時から、情報共有・信頼関係を保って迅速に対応できるよう体制を整えている。プロジェクトチームの設置までは至っていないが、概ね市役所内の連携体制及び情報共有体制は構築できている。	平常時から警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。	平常時から警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	危機管理課	避難者カードに記載の際、非公開とした人のその先の詳細な情報の入手の仕方が無いため、DV被害者かどうか判断ができないことが課題。	DV被害者が安全・安心に避難生活を過ごせるようにする。	DV被害者が避難してした場合に対応できるよう、市民課と協議をする。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	税務課	・関係機関との連携した専門的な相談への対応 ・警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ・虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施 ・市役所内の連携体制、情報共有体制を強化するためのプロジェクトチームを設置 ・固定資産税等の他市町村との関係機関との情報共有	関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。	COKASでの証明書発行の際、付箋及び警告情報がついている場合は確認してから発行する。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画
2 相談・連携体制の整備・充実	③ 連携体制の充実	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	財産管理課	(財産管理課) 市役所内の情報共有ができていない。	(財産管理課) 情報共有に努める。	市役所内における各課間の情報共有に努める
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	市民課	支援措置に関する要綱及びマニュアルを調査し、整備。 申出を収受し、住民票、戸籍附票の発行を制限、市役所内及び関係市町に支援措置の対応を依頼。	引き続き、支援措置の実施に取り組んでいく。 現在は総務省の住民基本台帳法施行令及び省令等に基づき、各市区町村ごとに要綱等を作成しているが、統一した仕組みがあれば、全国どこの市区町村でも同じ対応ができる。DV被害者等の身の安全を確保するため全国統一の取扱いとなる法制度の整備を要望していく。	支援措置に関する要綱及びマニュアルの整備。 支援措置申出者名簿の更新。 中間サーバー開示制限の設定。 選挙人名簿閲覧の報告。 固定資産台帳情報の連携。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	保健年金課	無し	無し	無し
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	社会福祉課	専門的・困難ケースに対する知識不足。	専門的な相談対応の実施。	ケース会議等を通じて、市役所内及び外部の関係機関との連携を継続。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	生活環境課	引き続き、暴力、虐待等が派生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援も実施するように継続する。	庁舎関係部署や、警察棟、他の機関、団体と連携し情報共有を図るとともに、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行っていく。	庁舎関係部署や、警察棟、他の機関、団体と連携し情報共有を図るとともに、暴力、虐待等が発生した場合、警察及び専門機関に相談、対応し被害者への支援を行う。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	子育て支援課	今後も庁内、他機関含めた各関係機関と情報共有と連携を行い、必要な支援をしていく。	児童相談システムを活用し、他機関含めた各関係機関と情報共有と連携を行い、必要な支援をしていく。	月1回行われる要保護児童対策地域協議会や随時必要時に、市内にある児童に関する施設等に虐待に関する啓発や情報や対応方法の共有を行い、より一層の連携を深める。
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	健康推進課	記載なし	記載なし	記載なし
			関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	高齢福祉課	高齢者虐待は市役所(高齢福祉課)と地域包括支援センターが通報受付窓口になっている。虐待の疑いがある場合は速やかに事実確認を行い、虐待の認定の有無を判定し、対応方針を決定する。必要に応じて庁内外関係部署、介護事業所、警察署等と情報共有、協力依頼を行いながら、被害者への支援を行っている。	今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。	今後も高齢者虐待事案については、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	施策内容	具体的な取り組み	担当課	現状と課題	令和8年度までに目指す方向性	令和5年度の予定・計画		
2	相談・連携体制の整備・充実	連携体制の充実	14	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	都市計画課	情報共有に努める。	情報共有に努める。	市役所内の連携体制、情報共有体制に努める。	
			15	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	学校教育課	生徒指導推進協議会においてPTA、警察、防犯協会、民生児童委員と連携をとり生徒指導を推進している。家庭教育相談員(警察OB)を設置し、家庭内での暴力等の相談時には、警察と連携を取っている。	引き続き、警察、他の関係機関や団体等と連携をし対応していく。	警察等、他の機関との情報連携に努める。	
			16	関係機関と連携した専門的な相談への対応。警察、女性相談センター等への連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限。虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施。市役所内の連携体制、情報共有体制を実施。	スポーツ課	現在スポーツ課で管轄している団体との連携において特に問題はない。	各団体とのさらなる連携を深めるため、相互のイベントに補助員を派遣するなどを行っていく。	スポーツ課で管轄している団体との連携を維持していく。	
3	被害者に対する支援の推進	① 一時的な保護、支援の実施	1	被害者を一時的に保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	子育て支援課	希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援。関係機関との連携。	今後も各関係機関と連携しながら継続していく。	継続して関係機関と連携しながら対応する。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともにっていく。
		② 自立支援体制の確立	1	DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。	子育て支援課	母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援。被害者の自立に向けた計画の作成。	今後も、被害者の立場に立った支援を行っていく。	今後も、被害者の立場に立った支援を行っていく。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともにっていく。